

法善寺保育所民営化に向けた取組について

事業者決定に向けた取組（柏原市保育所民営化事業者選考委員会の設置等）

1. 委員会の構成員（5名）

- ・法善寺保育所保護者代表 2名
- ・元常盤会学園大学教授 1名
- ・公認会計士 1名
- ・主任児童委員 1名

2. 開催状況及び今後の予定

	審議事項	開催日
第1回	・募集要領及び募集条件の決定	10/17 開催
第2回	・選考審査に係る評価基準 ・応募に関するスケジュール	11/13 予定
第3回	・第1次（書類）審査	1月中旬 予定
第4・5回	・第2次（実地、面接）審査	2月中旬 予定
第6回	・移管先候補事業者の決定	3月初旬 予定

3. 第1回委員会での決定事項

- 柏原市立法善寺保育所民営化移管先応募法人応募条件（項目）
 - (1) 応募資格 (2) 運営 (3) 職員 (4) 保育内容 (5) 引継ぎ
 - ※ (1) 応募資格については、認可保育所を運営している社会福祉法人又は学校法人としたうえで、募集の範囲を、①大阪府内とする。②大阪府内で更に地域を限定する。の何れとするかについては、第2回委員会で決定。
- 柏原市立法善寺保育所民営化移管先応募法人募集要領（主な内容）
 - (1) 財産譲渡等
 - ア 保育所用地は、移管後5年間は無償貸与とし、5年経過後には改めて協議
 - イ 保育所建物は、無償譲渡（地方自治法96条第6項により、市議会の議決が必要。）
 - ウ 保育所備品は、一部を除き無償譲渡
 - (2) 選考審査
 - ア 一次（書類）審査及び2次（実地、面接）審査の合計点数により選定
 - イ 応募が2法人に満たない場合は、募集期間の延長等により複数法人からの応募に努めるものとする。ただし、このような方策を講じても、応募が1法人となった場合は、選考基準に基づき選考できるものとする。

4. 保護者等への説明

- (1) 法善寺保育所入所児の保護者への説明会の開催
- (2) 保護者へのお便り（「民営化ニュース」）の発行
- (3) 法善寺地区区長への説明会の開催

事業者の決定から保育所移管までの取組（予定）

- 1. 民営化後、直ちに低年齢児保育に対応する施設とするための環境整備（調乳室の設置等）
- 2. 民営化に向けての協議の場として、保護者・事業者・市で構成する三者協議会の設置
- 3. 民営化による保育環境の変化をできる限り少なくし、円滑な引継ぎを行うため、移管前の期間において、民営化後の保育士が協力して行う保育（合同保育）を実施

【参 考】

地方自治法

第96条6項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
(略)

6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(略)

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(略)